

令和7年度 岐阜県観光連盟 平日の団体旅行誘致促進助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般社団法人岐阜県観光連盟（以下、「連盟」という。）が、岐阜県内の観光地における平日の宿泊需要の創出及び地域の活性化を目的として、平日に実施される団体旅行を対象とした宿泊を誘致するため、県内に平日1泊以上の宿泊を伴う、貸切バスを使用した募集型・受注型団体旅行商品に対し、予算の範囲内において、宿泊人数に応じた助成金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業者)

第2条 助成金の対象となる事業者（以下、「対象事業者」という。）は、旅行業法施行規則第1条の2に基づく第1種旅行業務、第2種旅行業務及び第3種旅行業務の登録を受けた事業者とする。

2 岐阜県が定める「岐阜県が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱」（以下「暴排措置要綱」という。）第3条に規定する暴排措置の対象となる事業者は、本助成事業の対象としないものとする。

(対象となる旅行商品)

第3条 対象となる旅行商品は、次の要件を全て満たすこと。

- (1) 県外を発地とし、貸切バスを利用した国内旅行商品、バスツアー（岐阜県まで鉄道等を利用し、その後、県内を貸切バスで周遊するツアーを含む。）であること。
- (2) 旅行業法（昭和27年法律第239号）第2条第4項に規定する「企画旅行契約」に基づく「募集型企画旅行」、「受注型企画旅行」（教育旅行を除く）であること。
- (3) 本県の宿泊施設に平日（別表1）1泊以上宿泊すること。
- (4) 募集パンフレット等の広報媒体に、「協力：岐阜県観光連盟」と記載すること。この場合において、受注型企画旅行であるときは、見積書等において顧客に告知をするものとする。
- (5) 令和7年4月1日から令和8年2月28日（帰着）までの間に催行されるバスツアーであること。
- (6) 旅行商品の宿泊人員は有料人員15人以上（乗務員・添乗員等は除く実績ベース）のバスツアーとすること。
- (7) 県内の観光施設等（宿泊する施設、トイレ休憩のみを目的とした施設を除く）を行程に1か所以上訪問・滞在すること。
- (8) 国、地方自治体、学校等が実施する会議、研修又は学校行事でないこと。
- (9) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- (10) 他の助成制度を利用した旅行商品でないもの。

(助成金の申請)

第4条 当該事業の申請は、事業所毎に、下記の書類を添付の上、助成金交付申請書（様式第1号）を会長に提出するものとする。なお、申請は旅行実施前に行うものとし、予算に達した時点で申請の受付を終了する。

(1) 旅行の内容がわかる一覧（出発地、コース番号、旅行実施期間、設定本数、立ち寄り先、宿泊先、最少催行人数または参加予定人数が確認できる「様式第4号の2」に準ずるもの）

(2) 旅行の行程がわかる行程表または募集広告の原稿等

2 同一の事業者（支店・営業所）において、複数の申請は可とする。

(助成金の額)

第5条 助成金の額は、1ツアーあたりの平日の宿泊人数（乗務員・添乗員等は除く）に応じて、有料人員一人あたり2,000円を乗じた額とする。なお、事業所あたりの上限額を300,000円までとする。

(事業の決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、審査のうえ、事業決定通知書（様式第2号）により、対象事業者へ通知するものとする。

(事業の中止)

第7条 対象事業者は、当該事業を中止する場合は、申請取下げ書（様式第3号）を会長に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 対象事業者は、事業が完了したときは、事業終了後、30日以内に次に掲げる書類を会長に提出するものとする。

(1) 実績報告書（様式第4号の1）

(2) 宿泊実績表（様式第4号の2）

(3) バスツアーの行程表

(4) バスツアーの募集広告等に「協力：岐阜県観光連盟」の記載が確認できるパンフレット、チラシ、インターネットホームページの写しなどの広告物、受注型企画旅行の場合は、見積書又は顧客に配布した最終行程表等

(5) 県内の宿泊施設の記名押印がある宿泊利用証明書（様式第5号）

(助成金の額の確定)

第9条 会長は、前条の規定による報告があった場合には、必要な検査を行い、適正であると認めたときは、助成金の交付額を確定し、助成金額の確定通知書（様式第6号）により、対象事業者に通知するものとする。

(事業の取り消し)

第10条 会長は、当該事業の決定を受けた対象事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の決定を取り消し、又は、交付した助成金の一部あるいは全部を返還させることができる。

- (1) 申請、報告事項その他に虚偽があったとき。
- (2) 申請事項その他に変更が生じ、助成金を交付することが適当でないと、会長が認めたとき。
- (3) その他、助成金を交付することが適当でないと会長が認める事由があったとき。

(助成金の交付)

第11条 対象事業者は、助成金の交付を受けようするときは、助成金請求書(様式第7号)を会長に提出するものとする。

- 2 助成金の交付は、精算払いとする。
- 3 連盟は、第1項の請求書を受理したときは、30日以内に支払うものとする。

(関係書類等の保存)

第12条 対象事業者は、助成金にかかる関係書類、帳簿等を整備し、かつ、これらの書類等を対象事業が完了した日の属する会計年度終了後5年間保存するものとする。

(暴力団の排除)

第13条 第6条の規定による申請があった場合において、申請者が第2条第2項の規定に該当するときは、会長は対象事業者に対して送客助成金を交付しないものとする。

- 2 会長が第11条の規定による助成金の額の決定をした後において、交付決定を受けた者が第2条第2項の規定に該当することが明らかとなったときは、助成金の交付を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、第13条の規定により既に助成金が交付されているときは、助成金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第14条 会長は、事業の執行の適正を期すために必要があるときは、対象事業者に対して報告をさせ、又は事務所に立ち入り、関係書類等を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めのないものは、必要の都度、会長が別に定めができるものとする。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

＜別表1＞

要綱で定める平日

区分	対象日	備考
平日 (助成対象)	月曜日～金曜日	(1) 土曜日、祝祭日および その前日 (2) 国民の祝日に関する法 律に規定する休日を除く
平日以外の日 (助成対象外)	(1) 土曜日、日曜日 (2) 国民の祝日に関する法律 に規定する休日 (3) 1月2日	